国土利用計画及び土地利用基本計画について

- ○本計画は<u>国土利用計画法に基づき、概ね10年を計画期間</u>として、<u>生活・生産の基盤であり限られた共通</u> 資源である県土の利用の基本構想と暮らしと関わる農地、森林、宅地等の土地利用の方向性等を示すもの。
- ○<u>国土利用計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本構想、農地、森林、宅地等の利用目的区分ごとの方向性、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本方針を定めることとなっている。</u>
- ○<u>土地利用基本計画は</u>、国土利用計画を基本として、<u>都市地域、農業地域、森林地域等に関する土地利用の</u> 調整方針が定められ、地方公共団体は、当該計画に即して個別規制法に基づき土地利用規制等を行う。
- ○本計画は、県政全般に関する最上位の基本的・総合的な計画である<u>総合計画の目指す目標について土地</u>利用の観点から貢献するもの。

